

## 2-1 平成 28 年度事業場所の調査候補

学校を除く市が指定する避難所に対して、以下の流れで候補の絞り込みを実施。

## (1) 候補箇所の整理（実施済み）

ア)各施設に対し、屋根の状況について簡易調査を実施

（調査内容）

- ・資産経営上、今後の維持管理が期待されるか
- ・太陽光パネルが設置済みで無いか
- ・屋根上に十分なスペースがあるか（約 100 平米以上-地図により判定-）
- ・建物の除却が 20 年以内に予定されていないか

※ 建物除却後に敷地が残る場合は屋根以外の設置場所の調査を行う

イ)調査結果

① 屋根設置の調査候補 ⇒ 表 2-1 の屋根対象に「○」がある 34 施設

② 屋根以外への設置調査候補 ⇒ 表 2-1 の全 43 施設

③ 調査候補外 ⇒ 参考資料 2-1「学校以外の避難所における調査候補外一覧」のとおり

表 2-1 平成 28 年度事業場所の調査候補一覧

分類No.	施設名称	判定にあたってのコメント	屋根対象
3.市公園	千葉市都市緑化植物園	パネルの設置場所が取れない	×
5.公民館	千葉市松ヶ丘公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市生浜公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市花園公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市幕張本郷公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市小中台公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市山王公民館	H26年改修・防水実施。建替え予定は20年程度	○
5.公民館	千葉市都賀公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市轟公民館	建物改修の時期が20年以内	○
5.公民館	千葉市緑が丘公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市若松公民館	H26年改修・防水実施。建替え予定は20年程度	○
5.公民館	千葉市桜木公民館	建物改修の時期が20年以内	○
5.公民館	千葉市菅田公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市椎名公民館	H24年に改修等実施	○
5.公民館	千葉市機辺公民館	建物改修の時期が10年以内	○
5.公民館	千葉市稲浜公民館	H27年に改修等実施予定	○
5.公民館	千葉市打瀬公民館	建物改修の時期が20年以内	○
6.CC	千葉市蘇我コミュニティセンター	蘇我勤労プラザと統合	×
6.CC	千葉市中央コミュニティセンター	民間との区分所有のため。建物が古いため。	×
6.CC	千葉市畑コミュニティセンター	建替え予定が20年程度で要検討	○
6.CC	千葉市幕張コミュニティセンター	建替え予定が20年程度で要検討	○
6.CC	千葉市穴川コミュニティセンター	建物改修の時期が10年以内	○
6.CC	千葉市千城台コミュニティセンター	建物改修の時期が10年以内	○
6.CC	千葉市都賀コミュニティセンター	建物改修の時期が10年以内	○
6.CC	千葉市土気あすみが丘プラザ	建物改修の時期が10年以内	○
6.CC	千葉市鎌取コミュニティセンター	建物改修の時期が10年以内	○
6.CC	千葉市高洲コミュニティセンター	建替え予定が20年程度で要検討	○
6.CC	千葉市真砂コミュニティセンター	改修工事中(～H28)	○
7.その他	千葉市南部青少年センター	除却予定が20年以内、施設の活用方針が不明	×
7.その他	千葉ポートアリーナ	南西に高層ホテル。影の影響が大きい。	×
7.その他	千葉公園体育館	除却予定が20年以内	×
7.その他	千葉市蘇我勤労市民プラザ体育館	改修工事予定(H27)	○
7.その他	千葉市武道館	除却予定が20年以内	×
7.その他	千葉市ハーモニープラザ	建物改修の時期が未定	○
7.その他	千葉市民会館	除却予定が20年以内	×
7.その他	千葉市長沼原勤労市民プラザ	建物改修の時期が未定・体育館の屋根形状は良い	○
7.その他	千葉市宮野木スポーツセンター体育館	建物改修の時期が未定・体育館への設置は困難	○
7.その他	千葉市みつわ台体育館	建物改修の時期が未定・体育館の屋根形状は良い	○
7.その他	千葉市古市場体育館千葉市古市場公園野球場	体育館の屋根形状は良い	○
7.その他	千葉市土気市民センター	建物が古いため除却時期の確認が必要	○
7.その他	千葉市高洲市民プール体育館	設置場所の条件が良くない	○
7.その他	千葉市幕張勤労市民プラザ	H29に大規模修繕	○
7.その他	京葉銀行文化プラザ	屋上が狭く、設置場所が取れない	×

## (2) 今後の調査

- ・屋上についての設置の判定

⇒ 進め方については資料 2 - 3 で説明

- ・屋上以外の設置場所に係る調査

⇒ 今後調査を並行で進めて行くこととし、流れは資料 2 - 2 と同様に施設屋上以外の設置方針に沿って進めて行く。